

一般競争入札の契約内容等

1	契約年月日	令和6年9月12日
2	工 事 名	令和6年度狼煙漁港（狼煙地区）災害復旧浚渫（その2）工事
3	施工場所	石川県珠洲市狼煙町
4	工事種別	土木一式工事
5	工事概要等	本工事は、令和6年能登半島地震により被災した狼煙漁港（狼煙地区）において、泊地及び航路の浚渫等を実施するものである。
6	工 期	令和6年9月12日～令和7年2月21日
7	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	石川県金沢市泉本町5丁目88番地 株式会社 北都組
8	契約金額	195,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

（第1回変更）

1	契約年月日	令和7年2月6日
2	工 事 名	令和6年度狼煙漁港（狼煙地区）災害復旧浚渫（その2）工事
3	施工場所	変更なし
4	工事種別	変更なし
5	工事概要等	変更なし
6	工 期	令和6年9月12日～令和7年3月25日
7	契約金額	
8	変更理由	令和6年9月30日から23日にかけて発生した奥能登豪雨により、珠洲市において道路の通行止めや断水等が発生した。従業員の安全確保や断水復旧待ちのほか、浚渫土砂の搬出・処分方法の変更に不測の日数を要したことから、工期を延伸する。

（第2回変更）

1	契約年月日	令和7年3月18日
2	工 事 名	令和6年度狼煙漁港（狼煙地区）災害復旧浚渫（その2）工事
3	施工場所	変更なし
4	工事種別	変更なし
5	工事概要等	変更なし
6	工 期	変更なし
7	契約金額	329,450,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）
8	変更理由	別紙のとおり
	工事成績評定	

1. 変更理由

(1) ⑬-3.0m 岸壁の仮復旧工事の追加

狼煙漁港（狼煙地区）においては、これまで漁業再開の目途が立っていなかったものの、令和6年11月に地元漁業者から漁船の補修の見通しが立ち、令和7年4月から漁業を再開したいという要望を受けた。また、本工事により、所要の水深については確保されるものの漁獲物の陸揚げに必要な係留施設である-3.0m 岸壁の本復旧には大規模な復旧工事が必要であり、相当の期間を要する。このため、早期に水産物の陸揚げ機能を確保するための応急的な工事を実施する必要性が生じたことから、本工事の設計変更により追加実施する。

【特記仕様書 第8条8-3(2)】

(2) 浚渫区域及び土量の変更

漁業再開のため、早期に所要水深を確保する必要があることから、起工測量の結果に基づき浚渫区域を変更し、設計数量を増ずる。

【特記仕様書 第7条7-2(1)】

(3) 浚渫及び揚土方法の変更

浚渫方法については、浚渫区域の試掘により岩盤が広範囲に確認されたことから、当初想定していたグラブ浚渫からバックホウ浚渫に変更する必要性が生じた。揚土方法については、現場条件を考慮した結果、当初想定していたバックホウ揚土からクレーン揚土に変更する必要性が生じた。

これら各種費用の設計変更を行う。

【特記仕様書 第7条7-2(2)(3)】

【特記仕様書 第7条7-3(1)(2)】

(4) 浚渫土砂の処分方法の変更

浚渫土砂の搬出先として予定していた川浦処分場が9月に発生した豪雨災害及び冬期間の積雪に伴い受入停止となったことから、狼煙漁港海岸へ仮置きするものとし、各種費用の設計変更を行う。

【特記仕様書 第7条7-3(3)(7)】

【特記仕様書 第7条7-4(3)】

(5) 回航船舶及び運搬機械の変更

回航船舶について、本工事で使用した作業船は工事終了後も狼煙漁港（狼煙地区）に在港する予定であることから、回航費の復路分を減ずる。また、実態を伴わない土運船回航費の往復分を減ずる。運搬機械については、近隣の港から回航調達可能なバックホウ浚渫船及び土運船がないことから、組立式台船を陸上運搬により調達する必要があるが生じた。

これら各種費用の設計変更を行う。

【特記仕様書 第8条8-4(4)】

【特記仕様書 第8条8-4(7)】

(6) 快適トイレに要する費用の追加

本工事では快適トイレを設置したことから、快適トイレに要する費用として従来品との差額相当を設計変更により追加する。

【特記仕様書 第8条8-25(2)】

(7) 労働者用宿舎に要する費用の追加

令和6年能登半島地震の影響により労働者の宿泊施設が近隣に確保できないことから、労働者用宿舎の改装費及びリース費を設計変更により追加する。

【特記仕様書 第7条7-7(1)】

(8) ICT 活用工事に要する費用の追加

本工事では ICT を全面的に活用することから、ICT 活用工事に要する費用としてマルチビーム測深機を用いた深浅測量及び ICT バックホウの費用を設計変更により追加する。

【特記仕様書 第8条8-22(1)】

(9) 土質試験に要する費用の追加

浚渫区域において試掘を実施した結果、粘性系の土砂が確認されたことから、土砂改良の必要性検討に必要な土質試験に要する費用を設計変更により追加する。

【特記仕様書 第7条7-3(4)】